

市・県民税に関するQ&A ご質問にお答えします!

税金は、私たち国民が豊かで安心した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

11月11日から同17日までは、「税を考える週間」です。これは、税のしくみや目的などを皆さんに正しく理解してもらおうと設けられているものです。今回は、皆さんから市に多く寄せられる市・県民税（住民税）の疑問・質問にお答えします。

Q 私の夫は、平成22年8月に死亡しましたが、同年中に夫が得た所得に対する市・県民税はどうなるのでしょうか？

A 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所がある人に対して、その住所地の市区町村で課税されますので、平成22年中に死亡された人に対しては、平成23年度の市・県民税は課税されません。一方、同22年度分については、死亡された人の相続人が納税の義務を引き継ぎ、市・県民税を納めていただくことになります。

今年亡くなった人の平成23年度の市・県民税は？



「収入」と「所得」はどう違うの？



Q 先日、所得証明書を交付してもらったところ、「収入」と「所得」という記載がありました。どう違うのでしょうか？

A 例えば、事業を行っている場合、その事業で得た収入から事業に必要な経費を差し引いた金額が利益となりますが、この必要経費を引く前の金額が「収入金額」、引いた後の金額が「所得金額」となります。なお、給与収入や公的年金などの収入は、必要経費を特定することが難しいので、収入金額から収入金額に応じた一定金額を差し引いて、所得金額を計算することになっています。

今年は働いていないのにどうして？



Q 私は昨年（平成21年）の12月末で退職したため、今年（同22年）は無収入ですが、市・県民税の納税通知書が送られてきました。納付しなければならないのでしょうか？

A 市・県民税は、前年中（1月1日～12月31日）の所得に対して課税されます。今回送付した納税通知書は、平成21年中の所得に対して課税し、平成22年度分の市・県民税として通知したものです。各納期限までに納付してください。なお、今年の収入がない場合、来年度の市・県民税は課税されません。

Q 健康保険の扶養に入っているけど、市・県民税の扶養に入れない場合があると聞きました。要件が違うのでしょうか？

A 市・県民税は合計の所得金額が38万円以下（給与収入で103万円以下）の親族の人で、ほかの人の扶養を受けていなければ、扶養に入ることができます。しかし、健康保険の扶養の要件には別の基準があり、健康保険の扶養に入っているからといって、市・県民税でも扶養に入ることができるとは限りません。健康保険の扶養の要件についての詳細は、ご自身が加入している健康保険の担当者にご確認ください。なお、市・県民税の扶養に入っているけど、所得金額が28万円（給与収入で93万円）を超える場合は、市・県民税が課税される場合がありますので、ご注意ください。

市・県民税の扶養の要件と、健康保険の扶養の要件は違うの？



Q 私は、平成22年1月20日に天草市からほかの市区町村へ引っ越しました。同22年度の市・県民税はどの市区町村へ納めるのでしょうか？

A 市・県民税は、毎年1月1日現在で住所（住民票）のある人に対して、その住所地の市区町村が課税することになっています。平成22年1月1日現在では、あなたの住所（住民票）は天草市にあったのですから、その後ほかの市区町村に引っ越したとしても、平成22年度分の市・県民税は天草市に納めていただくことになります。

ほかの市区町村へ引っ越した場合の市・県民税の納税先は？



【問い合わせ先】本庁・市民税課市民税係 ☎231111内線1143

■租税教室を開催します。

天草税務署では、各地区や各種団体、給与所得者や児童・生徒などを対象に、「租税教室」を開いています。希望する内容や日程にあわせて、税務署の職員または税理士が講師としてうかがいますので、お気軽にお申し込みください（夜間の実施でも可能です）。希望する場合は、天草税務署 ☎231110へご連絡ください。

■年末調整説明会を開催

12月は、給与などにかかる源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続きを「年末調整」と呼びます。大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行わ

れるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。天草税務署では、次の日程で年末調整説明会を開きます。

- 日程Ⅱ 11月17日（土）午後2時～同4時、牛深総合センター
- 日程Ⅰ 11月18日（日）午前10時～正午と午後2時～同4時、天草市民センター。

※詳細は天草税務署 ☎232510へお尋ねください。

■「税を考える週間」

記念講演会を開催

天草地区税務協力団体長連絡協議会では、「税を考える週間」にあわせて記念講演会を開催します。当日は、中学生や高校生から募集した税に関する作文の入賞者の表彰・発表も実施します。入場は無料です。

●ときⅡ 11月16日（土）午後1時30分～同3時30分。

●ところⅡ 天草信用金庫本店・5階ホール（太田町）。

●演題Ⅱ 「働く心」。

●講師Ⅱ 吉住明海氏（慈明院名誉住職）。

※詳細は（株）天草法人会事務局 ☎234339へお尋ねを。